

新しい在留管理制度が2012年7月9日(月)からスタートしました!

2012年7月17日改

外国人留学生及び研究者のみなさまへ

大阪大学国際交流オフィス

ポイント1: 「在留カード」の交付

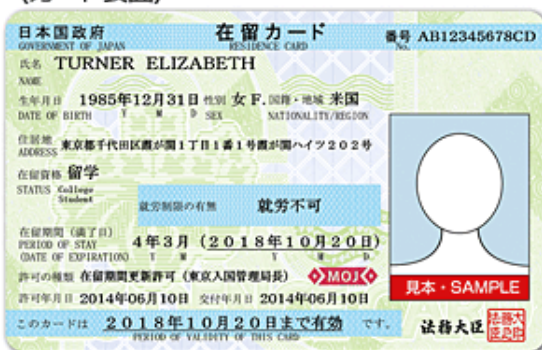
2012年7月9日(月)以降の入国者に対して出入国港(関西空港・成田空港・羽田空港・中部空港)での入国審査の際に「在留カード」が交付されます。「在留カード」には顔写真・在留カード番号・氏名・生年月日・性別・国籍・住居地・在留資格・在留期間の他、就労制限の有無、資格外活動許可の有無や在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請等の申請状況が記載されます。

- 「在留カード」は常時携帯義務があります。不携帯の場合、罰則があります。
- 「在留カード」の有効期限は、在留期間の満了日までとなります。在留期間満了日以降も引き続き日本に滞在する場合は、在留期間更新、在留資格変更の都度、新たな「在留カード」が交付されます。

【注意】 2012年7月9日(月)以前から日本に滞在している外国人留学生・研究者へ

現在お持ちの外国人登録証明書は、現在の在留期間が満了するまで「在留カード」とみなされますので、「在留カード」に変える必要はありませんが、「在留カード」と同様に常時携帯義務があります。

(カード表面)



(カード裏面)



住居地を変更したときに、変更後の新しい住居地が記載される欄です。

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※ 申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

資格外活動許可を受けたときに、許可の内容が記載される欄です。

ポイント2: 在留期間の上限が最長5年になる。(※在留資格の種類による)

在留期間の上限が最長「5年」となったことにより、各在留資格に伴う在留期間が次のように追加されます。

主な在留資格	在留期間(赤字は新設されるもの)
「留学」	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月、3月(注)
「教授」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労資格(「興行」、「技能実習」を除く)	5年、3年、1年、3月(注)
「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」	5年、3年、1年、6月

(注)当初から3月以下の在留を予定している場合があることから、新たに「3月」の在留期間が設けられています。この場合、新しい在留管理制度の対象とはならず、在留カードは交付されません。

ポイント3: 「みなし再入国許可」制度の導入

有効なパスポート及び在留カード(又は外国人登録証明書)を所持する外国人留学生・研究者が、出国後1年以内もしくは在留期限のどちらか早い方までに、本邦での活動を継続するために再入国する場合は、出国時に在留カード(又は外国人登録証明書)を提示し、E D(出入国)カードにその旨記載することにより、再入国許可を受ける必要がなくなります。

- みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間(出国→再入国の期間)を海外で延長することはできません。
- 出国後1年以内に再入国しない場合、在留資格を失います。
- 在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国しなければなりません。
- 「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされたパスポート、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象となります。
- 出入国時、在留カード(又は外国人登録証明書)を忘れた場合は、「みなし再入国許可」による出入国はできません。

ポイント4：外国人登録制度の廃止

新たな在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止され、2012年7月9日（月）以降、届出窓口が次のように変わりました。

届出・申請が必要な場合

届出・申請が必要な場合		手続き内容	手続き場所
新しく住所を決めた時又は引っ越しした時	新たに来日した場合	住居地決定から14日以内に、次の手続きを行う。 関西・成田・羽田・中部の4つの空港から入国する場合 ・パスポートと在留カードを持参のうえ、住居地の市区町村に届出 4 空港以外から入国する場合 ・パスポートを持参のうえ、住居地の市区町村に届出 ※現時点では、4つの空港以外から入国する場合、入国時に「在留カード」は発行されません。住居地の登録を市区町村で行った後、入国管理局から「在留カード」が簡易書留で郵送される予定です。	市区町村 ※本庁でなくても、出張所でも手続きができます。 吹田市役所 ・千里出張所 ・千里丘出張所 ・山田出張所 豊中市役所 ・庄内出張所 ・新千里出張所
	引っ越しした場合	住居地を変更したときは、新しい住居地に引っ越しした日から14日以内に、次の手続きを行う。 同じ市区町村の中で引っ越しする場合【転居届】 ・在留カード（又は外国人登録証明書）を持参のうえ、現在住んでいる市区町村へ届出 別の市区町村に引っ越しする場合【転出届・転入届】 ・在留カード（又は外国人登録証明書）を持参のうえ、現在住んでいる市区町村へ届け出し、「転出証明書」の交付を受ける。 ・在留カード（又は外国人登録証明書）と「転出証明書」を持参のうえ、新しい市区町村へ届出	箕面市役所 ・豊川支所 など
在留資格を「短期滞在」から「留学」に変更した時	在留資格変更後に在留カードの交付を受けた後、14日以内に、在留カードを持参し、住居地の市区町村へ届出		
氏名、国籍・地域（生年月日・性別）を変更した時	変更した日から14日以内に届出 必要書類：在留カード記載事項変更届出書、 パスポート 、写真（縦4cm×横3cm）、在留カード（又は外国人登録証明書）、記載事項に変更が生じたことを証明する資料など		地方入国管理局 （大阪入国管理局など） 各種届出及び申請書類については、法務省のホームページからダウンロードできます。 法務省 HP http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html （※日本語のみ）
所属機関から離脱した時 ・卒業（修了）、退学などにより、大阪大学の学生でなくなった時 ・雇用期間満了などにより、大阪大学の研究者でなくなった時	事実が発生した日から14日以内に地方入国管理局に出頭による届出、または東京入国管理局へ郵送による届出 必要書類 ：参考様式1の2（離脱）活動機関に関する届出、在留カード（又は外国人登録証明書）の写し		法務省＞行政手続の案内 ＞出入国管理及び難民認定法関係手続
新しい所属機関に移籍した時 ・国内の大学・専門学校などから大阪大学に入学した時 ・大阪大学を卒業（修了）、退学などし、日本で就職した時 ・国内の企業などから大阪大学に就職した時	事実が発生した日から14日以内に地方入国管理局に出頭による届出、または東京入国管理局へ郵送による届出 必要書類 ：参考様式1の3（移籍）活動機関に関する届出、在留カード（又は外国人登録証明書）の写し		法務省＞行政手続の案内 ＞出入国管理及び難民認定法関係手続
在留カードを紛失したり、使えないほど汚したりした時	その事実を知った日（海外で知った時は再入国の日）から14日以内に再交付申請 必要書類：在留カード再交付申請書、 パスポート 、写真（縦4cm×横3cm）及び在留カード（紛失した場合は、警察署で取得した遺失届受理証明書、盗難届受理証明書等）など ※手数料がかかります。		入国管理局 HP http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html

➢ 2012年7月9日（月）からは、外国人登録制度の廃止に伴い、「登録原票記載事項証明書」に代わり「住民票」が発行されます。対象は、在留カードが発行される外国人（**「3月」を超える滞在で在留資格が「短期滞在」でない者**）です。

ポイント5：出入国港で資格外活動許可申請ができる。

新規入国者で出入国港において「留学」が承認された場合、その場で「資格外活動許可」の申請ができるようになりました。ただし、再入国許可による入国者及び「留学」の在留資格を持つ者で「3月」の在留期間が決定された者は対象となりません。

➢ 7月9日以前から日本に滞在している場合又は入国時に資格外活動許可申請を行わなかった場合、入国管理局で資格外活動許可申請ができます。

新在留管理制度に関するより詳しい情報は、次の方法で得られますので、ご利用ください。

外国語による問合せ先

●外国人在留総合インフォメーションセンター 月～金／8：30～17：15 TEL 0570-013904（IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112）	英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
●ワンストップ型総合相談支援センター 月～金／9：00～16：00 外国人総合相談支援センター（新宿） 03-3202-5535 外国人総合相談センター埼玉 048-833-3296 浜松外国人総合支援ワンストップセンター 053-458-1510	電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語でも対応しています。対応言語は曜日によって異なるので、詳しくはHPをご覧ください。 HP: http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html

法務省入国管理局ホームページ（新しい在留管理制度について）

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

※英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語等の26言語の説明があります。